主

原判決中、別紙目録記載(4)(8)(9)(19)(25)の五筆の 土地に関する控訴人Aの請求を棄却した部分(主文第二項全部)を取消し、右請求 部分の本件訴を却下する。

控訴人Aのその余の請求部分にかかる本件控訴を棄却する。

控訴人Bの控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人等の負担とする。

事

控訴人両名代理人は、原判決を取消す、被控訴人は、別紙目録記載の農地について、農地法に基く買収価格として、田については一段歩金三万円宛、畑については一段歩金二万五千円宛の割合を以て、買収しなければならない。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴代理人は、本件控訴は何れもこれを棄却するとの判決を求めた。

当事者双方の代理人の陳述は、

控訴両名代理人において、原審で主張した埼玉県a都b村農地委員会が本件買収決 定をしたというのは誤りで同郡c村農地委員会が為したと訂正する。被控訴人が本 案前の主張の中で述べている事実関係はすべて認める。しかし農地買収のような所 有者の権利に多大の影警を及ぼす処分をするに当つては、目的物件の表示は最も厳 正に表示する必要があり、本件のような修正前とその後の表示に、目的物件たる土 地の同一性を認められない場合には、被控訴人の主張するところは官尊民卑の非民 主的結果を招来する独善のきらいがあり、その部分についての出訴期間は被買収者がその修正のあつたことを知つた時から進行すと解すべきであると述べ、本案につき、控訴人等が原審以来主張している要旨は、本件買収令書に記載された買収価格 は自作農創設特別措置法(以下自創法と略称す)第六条に定められた買収の対価で あるとしてもそれは憲法第二十九条第三項にいう正当の補償とはいえないから、右 自創法第六条は憲法違反の無効の規定である。よつて控訴人等は、その主張するよ うな正当の補償の額に増額せられんことを求むるのであつて、その方法額はやはり 自創法により買収せられた農地の額に不服あるものとして(本件農地を買収せられたことは已むを得ないと考えるが)、同法第十四条により本訴を提起するというのであると陳述し、なお控訴人(第一審参加人)Bの主張として、控訴人Aが控訴人Bに、本件農地買収の対価に対する請求権等本件買収処分により取得した一切の権 利を護渡したのは、昭和二十四年一月十三日であつて、被控訴人がその主張する五 筆の土地に関する買収令書の記載を訂正したのはその後たる同年二月十七日である が、その訂正された分の前記権利についても既に一月十三日に為された一切の権利 の護渡の中に包含されているものであると附加陳述し

被控訴代理人において、本案前の主筆の土地においては別紙目録記載(4)で表別では、本案前の五筆の土地については別紙目録記載、4)を求めたが、本件の訴中右五筆に関する部分についても、次のような理由によのが、本件の訴中右五筆に関する部分についても、次のような理由にたの道法として訴の却下を求める、即ち本件農地買収決定(その買収決定を為したののは昭和二十二年四月十五日で、その翌十六日これを公告し、同日の日本代買収計画について埼玉県農地委員会にがあり、同一の世界には、1000年に

(9) (19) (25) の五筆については、左記のように本訴提起後に本件買収令書の誤謬訂正を行つた。

別紙目録

<記載内容は末尾1添付>

右の中(4)(19)及び(25)の三筆については、被控訴人において原本から買収令書に転写する際、書き違えたものであつたことは、既に原審で述べた通りであるが、(8)及び(9)の二筆については、c村役場C書記が産業道路敷地の分筆登記を為すに当り、各その一部が道路敷となつていることを発見し、調査したところ、昭和十六年六月控訴人Aが道路敷地として分筆し売渡すことを承諾した書類

があった、そこで同書記は昭和二十三年六月五日頃同村農地委員会にこれを報じ その結果右二筆の土地の各一部が分割分筆され((8)についてはd番のeが本件 農地、同番のfが道路敷、(9)についてはg番のeが本件農地、同番の二が道路 敷)その登記が終つたのは昭和二十三年六月二十三日であつた、而して同月三十日 c村農地委員会は買収計画修正申請書を県農地委員会に提出したところ、同年八月 四日附の承認の指令書が同月十五日頃同村農地委員会に到達したので、同村農地委 員会は右計画書の修正を行い、昭和二十四年二月十七日a郡地方事務所において、 Bが持参して来た曩に交付した買収令書中前記五筆の部分を修正したのである。 かし土地の実質には変更がないのであるから、これについて別段改めて公告はしなかった。このように、右(4)(19)および(25)の三筆についての修正は買 収令書に転写の際の些細な誤謬を訂正したものであつて、買収の対照たる土地の同 一性の認識には少しの影響もない、又(8)及び(9)の二筆については、買収計 画樹立の際にはまだ土地台帳面登記簿面共に分筆されていなかつたため、既に道路 敷となっていた部分をも含めて、各地番の土地全部を買収するものとして買収計画 書及び買収令書に表示されたに過ぎず、買収は道路敷を除いた農地がその対象となる。 るものだあることは、敢て計画書や令書の修正を俟つまでもなく、客観的に明白で あつて、かかる誤謬は買収の対象の同一性を失うものでないこと、前記三筆と同様 である。従つて以上五筆についての修正は本件訴の出訴期間に関し、他の本件土地 と区別して考慮されるような新たな書収行為と目さるべきものでないから、やはり 右五筆についての訴の部分も法定の出訴期間を経過した不適法のものというべきで あると陳述した。

外はすべて原判決事実摘示に記載の通りであるから、茲にこれを引用する。 理 由

控訴人Bは第一審以来その主張するような理由の下に民事訴訟法第七十一条によって訴訟参加を為すというのであるから、先ずこの点について判断するに当裁判所が右Bの訴訟参加を、その主張自体からみて許すべきでないとすること及びその結果控訴人Aが当初の原告として本件訴訟より脱退するものでないとすることは、その理由及び結論においてすべて、原判決理由中に記載せられたことろと同一であるから茲にこれ右引用する。

るいて次に控訴人Aの提起した本件訴の適否につき、判断を進める。同控訴人が原審以来本訴の原因として主張している要旨は、本件農地買収の対価は自創法第六条第三項に定められた額であるとしても、それは憲法第二十九条第三項にいう正当な補償とはいえないから、自創法第六条第三項は憲法に違反無効の規定であり、改めてここに正当な補償として相当な額にまで、買収対価の増額を求めるというのであるが、いや〈要旨第一〉しくも、買収された農地の対価の額に不服あるものがその増額を訴求する場合は、その不服の理由が奈辺に存〈/要旨第一〉するを問わずすべて自創法第十四条によるべきものと解するを相当とするから、本件訴の法定出訴期間は同条による買収令書の交付又は同法第九条第一項但書の公告があつた日から一ケ月である。

よつて果して本件訴が、右第十四条所定の期間内に提起されたかどうかを按ずるに、埼玉県知事が被控訴人主張のような経過の下に、昭和二十三年三月十二日本件農地買収令書を控訴人Aに交付したことは、同控訴人も認めるところであり、その令書中に記載せられた本件農地の表示中、別紙目録記載の(4)(8)(9)(19)(25)の五筆を除いた各筆の分については、何等誤記のなかつたこと、また当事者間に争なく、本件訴の原審浦和地方裁判所に提起せられたのが昭和二十三年十一月二十七日であることは、記録編綴の訴状に押捺された同地方裁判所の受附日附印に徴し明白であるから、右の五筆を除いた各筆に関する部分の本件訴は、令書交付後一箇月を遥かに経過してから提起せられたものとして、不適法であること論を俟たざるところである。

然るに本件買収令書における前記五筆の土地の表示が、被控訴人主張の如く、当初誤謬があり、被控訴人が昭和二十四年二月十七日に曩に交付した買収令書を差出させ、これに訂正の記載を為して即日返付したこと、右誤謬というのは(4)(19)(25)の田三筆については、被控訴人において原本から令書に転写する際書き違えたもので、その内容は右各筆の面積につき、(4)は畦畔四歩、(19)は内冷水堀一九歩、(25)は内冷堀二歩の書き加えを為したのであることまた(8)(9)の田二筆については、被控訴人主張のように当初令書を交付したときには、実質上道路敷となつていて分筆手続を為すべかりし部分まで包含した面積につき、面積、賃貸価格、対価が記載され地番も分筆前の元番号で表示されていたの

を、後に道路敷部分の分筆手続(土地台帳、登記簿の変更記載等)を了して原本を訂正し、前記の如く四箇所に亘つて買収令書の訂正を為したのであることは当期に争のないところであつて、控訴人は、右五筆の部分についての本訴の出訴の出訴、前示買収令書の訂正された日から起算〈要旨第二〉せらるべきだと主張するによる。面積、前示買収令書の訂正された日から起算〈要旨第二〉せらるべきだと主張するによる。面積の基本には存し〈/要旨第二〉ない単なる畦畔や冷水堀の些少の附記の遺脱であり付いるの基本には存し〈/要旨第二〉ない単なる畦畔や冷水堀の些少の附記の遺脱であり付いるの基本には存し〈/要旨第二〉ない単なる畦畔や冷水堀の些少の附記の遺脱であり付いるの基本には影響なく、この程度の誤記のある買収令書の交付というに少しも差支ないの表するのである。また(8)(9)の二筆に関する高前示誤記の存在は、あることのの目のから記載をある。また(8)(9)の二筆に関するるが言記の存在は、あることの目がからみて、当該土地所有者には当然買収せらるべき本件土地であるいに記載にある。またのの言文をはいうべく、未だ分筆手続の由にといい記載をいるにある。ない言とは、「一方の記述であるに対しているといい言とは、「一方の記述である」と、他の各筆の部分についての本件訴また一箇月の法でのおい言である。然らば以上の五筆の部分についての本件訴また一箇月の法での事がに経過したものとして不適法であること、他の各筆の部分についての本件訴また一箇月のにといい言とは、「一方の記述と、

よつて本件の訴は全部却下せらるべきであるから、原審判決中前示(4)(8)(9)(19)及び(25)の五筆の土地に関する控訴人Aの請求を棄却した部分は失当としてこれを取消し、該請求部分の本件訴またこれを却下すべく、その余の請求部分にかかる控訴人Aの控訴及び控訴人Bの控訴は、いずれもその理由がないからこれを棄却すべきものとし、控訴費用につき民事訴訟法第九十五条第八十九条第九十条に則り主文の如く判決する。

(裁判長判事 玉井忠一郎 判事 齋藤直一 判事 薄根正男)